

第四号議案 平成26年度会費徴収に係る件

(規約第18条に沿って、定期総会の決議事項)

平成26年度の会費は年4,800円(月割り額400円)とし、4月の定例会において会計に納入するものとします。

なお、年度途中に入会した会員の会費は、入会月を含めた月数分を入会した月の定例会において、一括して会計に納入するものとします。また、年度途中に退会した会員の会費は返金しないものとします。

第六号議案 規約改正(案)について

(現行)

(役員)

第9条 本会には、次の役員を置きます。

- (1) 代表1名、副代表1名、事務局長1名、会計1名、分科会
担当役員2名、広報(HP)担当役員1名、監査1名

(会費)

第18条 会費は定期総会において決定し、会費納入については定期総会直後の定例会において事業年度分を一括納入とします。なお定期総会までの運営資金として会費の納入は妨げないものとします。

年度途中の退会者は返金しないものとし、また年度途中入会者については入会月を含めた月割り額を納入するものとします。

(改正)

(役員) * 広報担当役員を1名増員と役職名を変更する規約改正

第9条 本会には、次の役員を置きます。

- (1) 代表1名、副代表1名、事務局長1名、会計1名、分科会
担当役員2名、広報担当役員2名、監査1名

(会費) * 条文を2項目に分割する規約改正

第18条 会費は定期総会において決定し、会費納入については定期総会直後の定例会において事業年度分を一括納入とします。なお定期総会までの運営資金として会費の納入は妨げないものとします。

(年度途中の入会者および退会者の会費)

第19条 年度途中の退会者は返金しないものとし、また年度途中入会者については入会月を含めた月割り額を納入するものとします。

*現行の第19条は第20条となります。